

日立市戸別合併処理浄化槽の維持管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

日立市戸別合併処理浄化槽の維持管理に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

戸別合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、本条例を制定する  
ものであります。

日立市戸別合併処理浄化槽の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

日立市戸別合併処理浄化槽の維持管理に関する条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第18条を第20条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第16条の前に次の1条を加える。

（戸別合併処理浄化槽の移設又は撤去）

第15条 使用者は、自己の都合により戸別合併処理浄化槽及び付帯施設の移設又は撤去をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第1項の移設又は撤去は、使用者の負担により行うものとする。戸別合併処理浄化槽の機能保持のため特別の措置を必要とする場合も、同様とする。

4 使用者は、戸別合併処理浄化槽の撤去を行ったときは、速やかに市長に届け出て、確認を受けなければならない。

第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「戸別合併処理浄化槽の使用者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、「、若しくは廃止し」を削り、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(土地の無償提供)

第7条 戸別合併処理浄化槽の使用者(以下「使用者」という。)、戸別合併処理浄化槽を設置する土地の所有者その他当該土地について権原を有する者は、戸別合併処理浄化槽を設置している間、当該土地、当該土地までの経路その他市が戸別合併処理浄化槽を適正に管理するために必要とする土地を無償で市の使用に供するものとする。

(流入の制限等)

第8条 使用者は、し尿を戸別合併処理浄化槽に流入させるときは、水洗便所によりこれを行わなければならない。

- 2 使用者は、土砂、油脂、薬物、毒物その他戸別合併処理浄化槽の正常な機能を妨げるものを戸別合併処理浄化槽に流入させてはならない。
- 3 使用者は、排水設備を良好な状態に保持するよう努めるとともに、必要に応じて修繕又は改修を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。